

# Weekly Report

第672号  
令和4年11月7日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 給与850万円超の「所得金額調整控除」

給与収入が850万円を超える方が一定要件を満たす場合は、「所得金額調整控除」を適用できません。

### ◆最高15万円を給与所得から控除

所得金額調整控除は、給与収入850万円超の方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合が対象となります。

これらの要件を満たす場合、給与収入から850万円を控除し金額の10%(15万円が限度)を給与所得から控除できます。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。この場合、給与収入が850万円を超えるかどうかの判定は、年末調整の対象となる主たる給与等(扶養控除等申告書の提出先から受ける給与等)により行います。

## ◆所得金額調整控除を適用する際の留意点

◎共働き世帯における適用……夫婦ともに給与収入が850万円を超えており、23歳未満の扶養親族を有する場合は、夫婦の両者とも所得金額調整控除を適用できません。なお、扶養控除については夫婦のどちらか一方しか適用できません。

◎給与収入が850万円超になるか不明な場合……給与収入が850万円を超えるかどうか不明な場合でも、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「所得金額調整控除申告書」を提出します。なお、850万円以下であった場合は、控除が適用されることはありません。

## 本年12月以降の雇調金特例の取扱い

厚労省は、本年12月～令和5年3月までの新型コロナウイルスに係る雇用調整助成金等の特例措置を通常制度に戻して、助成額の日額上限は8355円、助成率は中小企業2/3、大企業1/2とする予定です。

ただし、本年11月以前の休業等について雇調金のコロナ特例を利用していた事業主は経過措置の対象となり、特に業況が厳しい事業主に対しては、令和5年1月まで日額上限を9千円とするなどの措置が設けられます。

なお、これまでコロナ特例を利用しておらず、本年12月以降の休業等から新たに雇調金を利用する場合は、通常制度の要件(一部緩和あり)により申請を行うこととなります。

## 休眠会社等に対する「みなし解散」の登記

株式会社の取締役の任期は最長10年(原則2年)のため、少なくとも10年に一度は変更の登記を行います。また、一般財団法人等の理事の任期は2年のため、2年に一度は登記をします。

法務局は、最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般財団法人等の整理作業のため、該当する会社等に通知した上で、本年12月13日までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしていない場合は、「みなし解散」の登記をします。